

2020年（令和2年）第3回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）3月16日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）3月16日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）3月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 非農地判断について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
 - 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について
 - 議案第9号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について
 - 議案第10号 2019年度（令和元年度）福山市金江地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証について
 - 議案第11号 土地改良事業の換地計画に対する同意について
- 6 報告事項
 - 農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 坂本 忠士 2番 佐藤 眞子 3番 土屋 智樹 4番 渡壁 則人
 - 5番 山本 信之 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
 - 10番 安原 理雄 11番 下江 京子 12番 河村 昇
 - 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造 13名
- 8 欠席委員
 - 8番 小林 輝仁 9番 寶諸 孝也 2名
- 9 その他の出席者
 - 農地課 藤岡 貴世 1名
- 10 事務局出席職員
 - 事務局長 池田 昌弘 事務局次長 瀧川 滋雄
 - 松永出張所 花田 宏 神辺出張所 藤井 勝俊
 - 北部出張所 藤井 裕美 沼隈出張所 杉本 倫草
 - 新市出張所 山縣 葉二 事務局 村上 裕信

以上8名

1 1 議事内容

午前10時 0分開会

事務局長	ただいまから、2020年（令和2年）第3回福山市農業委員会総会を開会いたします。谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
議 長 (6 番)	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。 最初に，総会の成立を申し上げます。 委員総数15名のうち，出席委員13名，欠席委員2名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。 続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないません。議席番号2番 佐藤 眞子委員と議席番号11番 下江 京子委員をお願いします。 議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2020年（令和2年）第3回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 まず，追加議案第12号として，「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を追加しています。 次に，議案書の次第の4議事の項に「(追加) 議案第12号 福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を追加。 次に議案書（別冊）14ページ4番が取下げ。 次に15ページの集計「田 5筆 2,962㎡」を「田 4筆 2,388㎡」，「計 7筆 3,655㎡」を「計 6筆 3,081㎡」に訂正。 次に45ページ167番の利用目的欄「畑 野菜 畑 野菜」を「畑 野菜」に訂正。 次に46ページ171番の利用目的欄「田 水稻 田 水稻」を「田 水稻」に訂正。 次に47ページ1番の利用権欄「貸借」を「賃借」に訂正。 次に49ページ1番の利用権欄「貸借」を「賃借」に訂正。以上です。

議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では、3月24日火曜日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時30分から地区協議会員全員出席により、市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号1件、議案第3号4件、議案第4号2件、議案第5号1件、第6号1件の合計9件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」別冊1ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、1月議案にて許可された案件について、取り消しをして、再度申請されるものです。広島市中区の譲渡人が所有する坪生町三丁目の田1筆658㎡について、坪生町一丁目の譲受人が持分各二分の一の共有として贈与により譲り受けて、引き続き水稻の栽培をするものです。</p> <p>受人は、それぞれ農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>4 番 (渡壁)</p> <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、3月25日の午後0時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号5件、議案第3号9件、議案第4号4件、議案第6号73件、合計91件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から6番について報告します。</p> <p>2番は、熊野町の受人が、広島市の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番と4番は関連案件です。</p> <p>沼隈町の受人が、東陽台の渡人から、3番では使用貸借権を設定して申請地</p>

<p>4 番 (渡壁) (続き)</p>	<p>を借り受け、4 番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。 5 番と 6 番は関連案件です。 熊野町の受人が、同町の渡人から、5 番では申請地を譲り受け、6 番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、3 月 2 5 日、午前 9 時 3 0 分から関係者により現地調査を行い、午前 1 0 時 3 0 分から松永支所 2 階 2 1 会議室で協議会を開催しました。委員 7 名中 5 名の出席により、議案第 1 号 1 件、議案第 5 号 2 件、議案第 6 号 1 0 件、合計 1 3 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 9 番について報告します。 9 番は、6 7 ページの「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について」の 6 番と関連しています。 本郷町の受人が、今津町三丁目の渡人から小作地として借りて耕作している土地を譲受け、耕作をするものです。水稻を栽培する計画です。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、3 月 2 5 日の午前 9 時 3 0 分から関係者により、現地調査を行い、午後 3 時 3 0 分から北部支所 3 階の 3 0 2 会議室で協議会を開催しました。 委員 1 3 名のうち 1 3 名の出席により、議案第 1 号 5 件、議案第 3 号 2 件、議案第 4 号 3 件、議案第 5 号 2 件、議案第 6 号 6 5 件、議案第 7 号 5 件、議案第 8 号 2 件、議案第 1 1 号 1 件の合計 8 5 件について審議いたしました。</p>

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊 3 ページの 8 番から 4 ページの 12 番について報告をします。</p> <p>8 番は、駅家町の譲受人が、岡山市の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。</p> <p>9 番は、木之庄町二丁目の譲渡人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>10 番は、駅家町の譲渡人が、後継者である同町の譲受人である孫に、申請地を贈与するもので、譲受人は、新規就農して、水稻及び野菜を栽培するものです。</p> <p>11 番は、神辺町の譲渡人外 7 人が、駅家町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12 番は、新市町の譲受人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 1 号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。神辺地区の報告をお願いします。</p>
13番 (山本 明)	<p>神辺地区農地調整協議会の審議内容について報告します。神辺地区農地調整協議会は、3月25日、午前9時からの現地調査に続き、午後0時30分より、神辺支所 3階31会議室において協議会委員8名中7名の出席により、議案第2号1件、議案第3号8件、議案第5号1件、議案第6号23件、議案第7号2件、議案第8号1件、合計36件について、審査しました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を報告します。</p> <p>5ページ1番は、既に、母屋を建築しており、物置や駐車場も整備されていますので、顛末書を受けています。</p> <p>現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の1番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」別冊6ページ1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、千田町大字千田の田1筆920㎡について、東明王台の法人が、千田町の譲渡人から譲り受けて、建売住宅3棟を建築するものです。</p> <p>申請農地の場所は、千田町の千塚池から国道182号線を挟んで東側へ約200メートルです。</p> <p>2番は、御幸町大字上岩成の田1筆791㎡について、御幸町大字上岩成の譲受人が、同居する親から譲り受けて、長屋住宅1棟を建築するものです。</p> <p>申請農地の場所は、平成大学の北西約250メートルです。</p> <p>3番は、御幸町大字下岩成の田1筆2,199㎡について、岡山市北区の法人が、御幸町大字上岩成の譲渡人から譲り受けて、建売住宅9棟を建築するものです。申請農地の場所は、フジグラン神辺の西約150メートルです。</p> <p>4番は、御幸町大字下岩成の田3筆合計1,949㎡について、御幸町大字森脇の法人が、同町の譲渡人から譲り受けて、建売住宅7棟を建築するものです。申請農地の場所は、市立御幸小学校の西側約700メートルで芦田川自動車学校北側に隣接しています。</p> <p>現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。</p>

議 長	西部地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の5番から13番について報告します。</p> <p>5番から10番までは関連案件です。</p> <p>東町の法人が、山手町の渡人5名及び東京都武蔵野(むさしの)市(し)の渡人1名から申請地を譲り受け、建売住宅 13棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の西、約200メートルです。</p> <p>11番は、山手町の法人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南、約300メートルです。</p> <p>12番は、東深津町の受人が、赤坂町の渡人から、使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、市立福山高校の東、約100メートルです。</p> <p>13番は、熊野町の受人が、同町の渡人から、使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、熊野小学校の北東、約600メートルです。</p> <p>なお、既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
10 番 (安原)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊9ページの14番から15番について報告します。</p> <p>14番は、花園町二丁目の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、店舗及び露天駐車場として整備するものです。場所は、芦田中学校の北、約300メートルのところではす。</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、5番から10番は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の5番から10番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号の5番から10番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>1番 (坂本)</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」別冊12ページ1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、大門町二丁目の田1筆962㎡について、同町の申請人が、昭和49年頃から貸家住宅の敷地として利用し、現在に至っているものです。</p> <p>申請地の場所は、JR大門駅から南東へ約200mです。</p>

<p>1 番 (坂本) (続き)</p>	<p>2 番は、曙町二丁目の田 1 筆 8 2 9 m²について、同町の申請人が、昭和 5 4 年 8 月 1 日から法人用の賃露天駐車場として利用し、現在に至っているものです。申請地の場所は、曙町公園から北へ約 1 0 0 m です。</p> <p>現地確認を行いました。いずれの申請地も農地性は無く、農地への復旧は困難であるため証明妥当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第 4 号「非農地証明について」の 3 番から 6 番について報告します。</p> <p>3 番は、瀬戸町の申請人が、昭和 4 3 年頃から住宅及び納屋敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、瀬戸小学校の南西、約 7 0 0 メートルです。</p> <p>なお、3 番の内、1 1 8 0 - 4、及び 1 1 8 1 - 4 の 2 筆については、家屋等が既に取り壊され、更地になっておりましたので、非農地証明は不能と判断しました。</p> <p>4 番は、千葉県四街道市の申請人が、1 筆は昭和 3 3 年頃から、もう 1 筆は昭和 3 年頃から、住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、市立福山高校の南、約 2 0 0 メートルです。</p> <p>5 番は、草戸町の申請人が、昭和 5 5 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、熊野水源池の南、約 2. 5 キロメートルです。</p> <p>6 番は、水呑町の申請人が、昭和 5 5 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、水呑小学校の北西、約 6 0 0 メートルです。</p> <p>なお、4 番及び 5 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、さきほどの 3 番の 2 筆を除き、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊13ページの7番から9番について報告します。</p> <p>7番は、加茂町の申請人が、3筆は昭和44年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、残る3筆は平成20年4月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、加茂保育所の北、約3キロメートルのところです。</p> <p>8番は、駅家町の申請人が、昭和45年頃から、ガソリンスタンド敷地として利用し、現在に至ります。場所は、宜山保育所の北西、約800メートルのところです。</p> <p>9番は、広島市の申請人が、昭和48年7月頃から、住宅敷地として利用し、現在に至ります。場所は、常金丸小学校の南西、約900メートルのところです。</p> <p>なお、7番と9番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、3番を除き原案のとおり証明し、3番については、1180-6, 1180-9, 1180-10, 1181-6の4筆のみを証明し、1180-4, 1181-4の2筆は、証明できないとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号について、3番を除き原案のとおり証明し、3番については、1180-6, 1180-9, 1180-10, 1181-6の4筆のみを証明し、1180-4,</p>

<p>議 長 (続き)</p>	<p>1181-4 の 2 筆は、証明できないとすることに決定します。</p> <p>次に、議案第 5 号「非農地判断について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>1 番 (坂本)</p>	<p>それでは、議案第 5 号「非農地判断について」別冊 1 4 ページ 1 番について報告します。</p> <p>1 番は、大門町大字津之下の田 1 筆 4 3 6 m²について、本年度実施の農地パトロールの結果により、現地確認を行いました。雑木が繁茂し荒廃農地となっており、農地への復旧は困難であり非農地と判断しました。</p> <p>申請地の場所は、英数学館高校から東へ約 5 0 m です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>議案第 5 号「非農地判断について」の 2 番と 3 番について報告します。</p> <p>松永地区について、農地パトロールを実施し、農地の利用状況調査及び荒廃農地調査の結果、非農地として判断するものです。</p> <p>合計で、筆数 2 筆、面積 6 9 3 m²です。2 筆とも、本郷町の土地です。</p> <p>地目別では、畑が、2 筆、6 9 3 m²です。</p> <p>なお、2 筆とも農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査を行い、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農地性がなく、農地への復元も困難であり、非農地判断として妥当としました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、議案第 5 号「非農地証明について」の別冊 1 4 ページの 5 番と 6 番について報告します。</p> <p>5 番と 6 番は、担当委員による農地パトロールを実施し、農地の利用状況調査及び荒廃農地調査を行ったところ、雑木等が繁茂し原野となっております。</p> <p>なお、どちらも、農振農用地区域内の農地ですが、担当部局との調整は整っております。</p>

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>現地調査を行い、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農地性がなく、農地への復元は困難であり、非農地として判断妥当としました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第 5 号「非農地判断について」の 15 ページ 7 番について報告します。 現地を確認しましたが、雑木等が繁茂し原野となっており、農地への復元は不可能であるため、非農地と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地判断は、農地パトロール等により B 分類と判定した土地について、農地に該当するか否かの判断を行うものです。 非農地と判断された対象地は、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関に非農地となった旨を通知するとともに、農地台帳からは削除することとなります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり決定します。 次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農</p>

<p>議 長 (続き)</p>	<p>用地利用集積計画案の決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>1 番 (坂本)</p>	<p>それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」別冊 16 ページ 1 番について報告します。</p> <p>件数は、更新 1 件であり、3 年間の賃借権の設定をするものです。</p> <p>利用権を設定する農地は、田 1 筆 1, 418 m²、利用内容は水稻栽培です。</p> <p>申請は、福山市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 2 番から 74 番について報告します。</p> <p>合計で、73 件、126 筆、面積 81,144.49 平方メートルです。</p> <p>地目別では、田：89 筆：46,422.49 平方メートル、畑：37 筆：34,722 平方メートルです。</p> <p>新規・更新の別では、新規分 52 件、95 筆、59,073.49 平方メートル、更新分 21 件、31 筆、22,071 平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>それでは、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 75 番から 84 番について報告します。合計で、10 件、10 筆、面積 9,588 m²です。</p> <p>地目別では、田：6 筆、7,288 m²、畑：4 筆、2,300 m²です。</p> <p>新規・更新の別では、新規分 3 件、3 筆、2,736 m²と更新分が 7 件、7</p>

<p>7 番 (岡本) (続き)</p>	<p>筆, 6, 8 5 2 m²です。 担当委員による調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, いずれも, 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは, 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の別冊 3 0 ページの 8 5 番から 4 2 ページの 1 4 9 番について報告します。 全体で, 件数 6 5 件, 筆数 1 1 0 筆, 面積 9 2, 5 5 6. 2 5 平方メートルです。 内訳は, 新規分が, 件数 3 8 件, 筆数 6 3 筆, 面積 5 5, 0 6 6. 2 5 平方メートル, 更新分が, 件数 2 7 件, 筆数 4 7 筆, 面積 3 7, 4 9 0 平方メートルとなっております。 地目別では, 田が, 8 6 筆, 7 9, 5 8 7 平方メートル, 畑が, 2 3 筆, 1 2, 5 2 7. 2 5 平方メートル, その他が, 1 筆, 4 4 2 平方メートルです。 担当委員から調査, 報告があり, 協議会で審査しましたが, いずれの案件も, 農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 4 2 ページ 1 5 0 番から 4 6 ページ 1 7 2 番について報告します。 全部で, 2 3 件, 4 0 筆, 3 9, 7 3 1 m²です。 地目は, 田が 3 8 筆, 畑が 2 筆です。作物別では, 水稻が 3 8 筆, 3 5, 5 4 7 m², 野菜が 5 筆, 4, 1 8 4 m²です。 今回の新規就農者は 3 人です。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしており, 農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。</p> <p>議案書（別冊）の16ページから46ページに172件の案件を上程しています。</p> <p>28ページ72番，33ページの98番から100番，34ページ105番，35ページと36ページの110番から117番，38ページの123番と124番，46ページ170番は農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」により，それぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。</p> <p>次に，18ページ16番，19ページ19番，27ページ67番，28ページ73番，29ページ80番，32ページ96番，38ページ128番，45ページ167番は「新規就農促進措置」によるものです。経営面積が1，000平方メートル未満ですが，1筆を単位として，3年間に限って利用権設定を行うものです。</p> <p>本計画案は，1月31日を締切りとして，172件，287筆，224，437.74平方メートルの申し出がありました。</p> <p>内訳は，田が220筆，173，132.49平方メートル，畑が66筆，50，863.25平方メートル，他が1筆，442.00平方メートルです。</p> <p>全ての案件は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが，30ページ85番は，安原 理雄委員，31ページ90番と91番は，下江 京子委員，44ページから45ページの160番から165番は谷本 耕造職務代理が関係する案件ですので，「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委 員	<p>(安原 理雄委員・下江 京子委員・谷本 耕造職務代理が退席)</p>

議長	<p>それでは、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>採決が終わりましたので、安原理雄委員，下江京子委員，谷本耕造職務代理はご着席ください。</p> <p>次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10番 (安原)	<p>それでは、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の別冊47ページの1番から5番について報告します。</p> <p>1番から5番は、いずれも駅家町の貸付人5人から、広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、1番は賃借により、2番から5番は使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。</p> <p>内訳は、件数5件、筆数8筆、面積9,999平方メートルで、地目は、田が、4筆、5,999平方メートル、畑が、4筆、4,000平方メートルです。</p> <p>担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」について、48 ページ 6 番から 7 番について報告します。</p> <p>全部で、2 件、田、5 筆、4,410 m²です。畑はありません。</p> <p>権利別では、全て、賃借権の設定によるものです。</p> <p>権利の設定期間は、全て、令和 2 年 5 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日迄です。</p> <p>新規・更新別では、全て、新規分です。</p> <p>以上の全ての農地に問題はなく、農地中間管理事業による農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。事務局より補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 7 号は、農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。</p> <p>農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。</p> <p>7 件、13 筆、14,409 平方メートルの申し出がありました。</p> <p>内訳は、田 9 筆、10,409 m²、畑 4 筆、4,000 m²です。</p> <p>利用権を設定する期間は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までです。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により，議案第7号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に，議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10 番 (安原)	<p>議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の別冊49ページの1番から2番については，意見，異議はありません。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
13 番 (山本 明)	<p>議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の50ページ3番の計画案については，意見，異議はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。事務局より補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第8号については，福山市から計画案に対する意見を求められたものです。</p> <p>農用地利用配分計画は，農地中間管理機構へ利用権を設定した農地を機構が，転貸を行う際に作成する計画で，県知事の認可，公告後，利用権の設定が行われます。</p> <p>利用権の期限は県の公告日の翌日から令和12年12月31日までとなります。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。50ページ3番は山本 明委員が関係する案件ですので，「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委 員	<p>(山本 明委員退席)</p>

議 長	<p>それでは、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第8号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第8号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。</p> <p>採決が終わりましたので、山本 明委員はご着席ください。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の設定について」を上程します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案第9号についてご説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の規定により、農業委員会が「別段の面積」を定め、公示することにより下限面積が設定できることになっています。</p> <p>本市においては、管内全域で農業経営体が減少し、農地の遊休化が課題となっていることから、農地の権利移動を容易にし、新規就農等を促進するため、2011年（平成23年）9月から農地法施行規則第17条第2項により、市内全域で下限面積を10アールに設定しています。</p> <p>来年度も引き続き、10アールで設定したいと考えます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第9号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第9号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第10号「2019年度（令和元年度）福山市金江地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証について」を上程します。</p> <p>担当課から説明してください。</p>
職 員 (農地課)	<p>第9号議案 2019年度（令和元年度）福山市金江地域の農業の振興に関する計画の定期的な検証について説明させていただきます。</p> <p>2014年（平成26年）3月28日に策定した計画について、農業振興地域制度に関するガイドラインの規定により、同計画が定められた日から5年が経過するまで、その効用について定期的に検証する必要性があり、意見を聴取するものです。</p> <p>それではお手元にお配りしている資料をご覧ください。</p> <p>地域の農業の振興に資する施設としてJA福山市の旧金江支店、旧藤江支店を統廃合して、金江町金見地区に新たに松永南支店を設置したものです。</p> <p>統廃合前の2012年度から2014年度の利用件数、販売実績の平均と比較して、松永南支店の利用件数、販売実績ともに、大幅に増加しております。</p> <p>特に農産物直売所の利用者数は約4.3倍、販売金額は約4.6倍となっております。</p> <p>また、新たに農機センターを開設しており、本年度は1,524件、48,290千円の利用があり、松永南支店の設置が地域の農業の活性化に効果を発揮していると考えられることから、本計画における農業振興の方針に合致したものとなっております。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第10号について、意見等がない旨を回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第10号は意見等がない旨を回答することに決定します。</p> <p>次に、議案第11号「土地改良事業の換地計画に対する同意について」を上程します。北部地区の報告をお願いします。</p>
10番 (安原)	<p>それでは、議案第11号「土地改良事業の換地計画に対する同意について」の総会議案書11ページから15ページについて報告します。</p> <p>事業主体は福山市で、施工場所は芦田町の風呂地区、事業名は「団体営ほ場整備事業（風呂地区）」です。</p> <p>総事業費は約3,600万円、区域面積は61,992.51平方メートル、権利者37人で事業を実施されています。</p> <p>なお、換地計画の策定にあたっては、権利者会議を令和2年3月1日に開催し、議決を得ておられます。</p> <p>以上の結果から、同意することに問題は無いものと思われま</p>
議長	ありがとうございます。事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	<p>土地改良法第96条の4により、市町村は、土地改良事業を実施し換地計画を定め、換地処分及び処分登記を行う場合には、県知事の認可を受けなければならないことになっており、この認可申請をする際は、関係農業委員会の同意書を添付しなければならないことから、換地計画の同意について依頼がありました。</p>

事務局 (続き)	<p>なお、申請書を基に従前地が農地のものについては、賃貸借及び転用の関係について調査いたしました。特に問題はありませんでした。</p> <p>このことから、同意に支障はないものと思われま。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p>
議 長	<p>議案第 1 1 号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>
議 長	<p>議案第 1 1 号について、原案に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第 1 1 号は原案に同意することで決定します。</p>
議 長	<p>次に、追加議案第 1 2 号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を上程します。担当課より説明してください。</p>
職 員 (農地課)	<p>今回の案件は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地利用計画を変更するものです。この法律は、まとまりのある優良な農地を計画的に確保・保全するため、農業以外の土地との利用調整を図りながら、農地として利用すべき土地の区域を定めているものです。</p>
職 員	<p>農業振興地域内において、農用地を指定した区域は、農地以外に利用できないこととなっておりますが、やむを得ない理由により、農地以外に利用する必要が生じた場合には、あらかじめ、その農地を、農用地区域から除外する必要があります。</p>
職 員	<p>除外にあたっては、「農用地区域内の農地以外に代替する土地がないこと」、</p>
職 員	<p>「農用地の集団化・農作業の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと」、</p>
職 員	<p>「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障がないこと」、</p>
職 員	<p>「農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障がないこと」、</p>

<p>職 員 (農地課) (続き)</p>	<p>改良事業等の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していること」の5要件、並びに、「不要不急のものでないこと」、「他法令の許可等の見込みがあること」、及び、本市独自に基準を定めた「農業振興地域整備計画にかかる農用地利用計画の変更事務取扱要領」による「申出資格」、「面積」等の要件の全てを満たしていることが条件となります。</p> <p>今回は、年2回の申出のうち、1月6日を締切りとして受け付けた申出分91件について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、諮問させていただきます。</p> <p>変更内容について概要を申し上げますので、別冊資料1ページの「1. 農用地利用計画変更状況」の「(1) 重要変更」の欄をご覧ください。今回の農用地区域からの除外については、91件、236筆、154,331.90平方メートルです。</p> <p>このうち、福山市が進める福山市北産業団地第2期事業地として必要な3件117筆、63,190.5平方メートルが含まれています。</p> <p>2ページの「(2) 軽微変更」についてです。用途区分の変更については、1件、1筆、118.58平方メートルとなっています。</p> <p>3ページの「(3) 農用地区域への編入」についてです。4件6筆4,668.00平方メートルとなっています。</p> <p>4ページには、変更理由別件数等の内訳を記載しております。</p> <p>重要変更の変更理由として主なものは、資材置場38件、太陽光発電施設14件、駐車場10件となっています。</p> <p>軽微変更については、農用地から農業用施設に用途区分を変更するものであり、除外に当たるものではありません。</p> <p>5ページから23ページには重要変更に係るもの、25ページは軽微変更に係るものを記載しています。</p> <p>26ページは農用地区域への編入に係るもの4件を記載しております。</p> <p>本日の諮問に対する答申をいただいた後、公告、30日間の縦覧期間、15日間の異議申立期間、広島県への本協議等、所定の手続きを経て、農業振興地域整備計画の変更が決定されます。以上です。</p>
-------------------------------	---

議 長	<p>議案第12号について、これより質疑に入ります。 発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、採決します。 議案第12号について、原案に異議等はありませんか。 異議がない場合は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第12号は、諮問のとおり変更することに異議がない旨を答申します。 次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）51ページから53ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、11件を事務局長専決で受理しました。 次に、54ページと55ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、56ページから63ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4条8件、5条35件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、64ページの「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、転用目的が農業用施設であり、かつ転用面積が2アール未満の場合、農地法第4条の「農地の転用の制限」の例外規定の適用を受けられます。1件の届出があり、現地確認の結果、農業用倉庫であることを確認しました。</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>次に、65ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。2件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、66ページから74ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が26件ありました。</p> <p>次に、75ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、76ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったため、3件の提出がありました。</p> <p>1番は使用貸借権を所有権移転に変更するものです。 2番は事業計画の中止によるものです。 3番は受人の持分の変更によるものです。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2020年（令和2年）第3回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は4月30日開催の予定です。皆様お疲れ様でした。</p>

午前11時10分閉会

福山市農業委員会会議規則第 11 条の規定により，ここに署名する。

議 長

.....

2 番委員

.....

1 1 番委員

.....